

# 第3次メルケル政権における 最近のドイツ労働事情

なかうち さとし  
中内 哲 ●熊本大学法学部・教授

## はじめに～大連立政権の成立～

昨年2013年9月22日（日）、ドイツでは第18回連邦議会選挙が実施された。連邦議会（Bundestag）は、日本の衆議院にあたり、満18歳以上の有権者によって4年ごとに選挙される（日本の憲法に相当する基本法（Grundgesetz, GG）38条2項・39条1項等）<sup>1</sup>。

連邦首相アンゲラ・メルケル（Angela Merkel）を擁する与党第一会派・キリスト教民主同盟（Christlich-Demokratische Union Deutschlands, CDU）とバイエルン州の地域政党であるキリスト教社会同盟（Christlich-Soziale Union in Bayern e.V., CSU）は、過半数に迫る311議席を獲得し、引き続き政権を担うことを確実にする。ところが、それまでの連立相手であった中道政党・自由民主党（Freie Demokratische Partei, FDP）は、議席分配のボーダーラインである全国得票率5%を達成できず（連邦選挙法

（Bundeswahlgesetz, BWG）6条3項）、連邦議会における全ての議席を失った。そのため、CDU/CSUは、上記投票日から約3ヶ月を経た同年12月17日（火）、ライバルで野党第一党の社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands, SPD）との東西統一後2度目の大連立を成立させて、ようやく第3次メルケル政権が発足する。

この大連立政権の樹立にあたって、CDU/CSUとSPDとは様々な政策に関して膨大な事項にわたる連立協定（Koalitionsvertrag）を締結したが、その内容には、従来までの制度の変更を伴う等により、大きな関心が払われているものが少なくない。ここでは、労働政策のうち次の2つについて紹介する。

## 1. 最低賃金制度

日本には、原則として都道府県毎に最低賃金額（時給）を設定する最低賃金制度が存在するが（最低賃金法3条・9条）、ドイツには、長らく

1. ドイツの選挙は、政党に投票する比例代表選挙を中心に、候補者に投票する小選挙区選挙が加味されて実施される。村上=守屋/ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門 [改訂第8版]』（有斐閣、2012年）43頁以下等参照。

こうした制度は置かれていなかった。なぜなら、産業別に組織される労働組合（Gewerkschaft）と、やはり産業別に組織される使用者団体（Arbeitgeberverband）との団体交渉を経て締結される労働協約（Tarifvertrag）に基づく賃金水準が最低賃金の役割を担ってきたからである<sup>2</sup>。しかしながら、ドイツにおいても労働組合組織率が徐々に低下しており（統一直後の1992年は33%超→2011年には18%）<sup>3</sup>、そもそも労働協約が適用されない労働者層の増大、あるいは、労働協約自体の賃金水準が低い業種の存在が認識されている<sup>4</sup>。

これに対して1990年代末以降の政権・連邦議会は、労働者送出处法（Arbeitnehmer-Entsendegesetz, AEntG）の制定・改正、最低労働条件法（Mindestarbeitsbedingungengesetz, MiArbG）の改正等により、建設業をはじめとする限られた業種あるいは地域の最低賃金規制には踏み出したものの<sup>5</sup>、全国一律の法定最低賃金制度は、経済界や保守主義政党であるCDU/CSUから強く抵抗され実現できなかった、という経緯がある。

このたびの大連立で、労働組合を支持基盤とするSPDが政権入りするにあたり、連立協定には同制度の導入が明記された。それによれば、①全国一律の最低時給額を8.5ユーロに法定し2015年1

月1日から実施（当初2年間は業種を基準に例外を許容し、2017年1月1日から完全実施）、②最低賃金額は定期的に見直され、それは、委員長・労使利益代表各3名・労使からの提案に基づく学識経験者各1名（ただし、投票権なし）で構成される委員会が担うという<sup>6</sup>。

なお、全国一律最低賃金制度導入法案は、2014年4月2日（水）に閣議決定された模様である<sup>7</sup>。

## 2. 失業者支援制度

1991年に東西統一を果たしたドイツは、旧東ドイツ地区の経済・雇用状況が負荷となって、高失業状態に悩まされていた。これを克服するために、当時のフォルクスヴァーゲン社人事労務担当ペーター・ハルト（Peter Hartz）氏を長とする委員会が2002年3月に組織され、同年8月に最終答申『Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt（労働市場における現代的サービス）』が示される。これに基づく諸改革（ハルト改革）が継続的に遂行された結果<sup>8</sup>、2005年以降、ドイツの失業率は大きく改善し、堅実な経済成長とも相まって現在、東西統一後、最低水準にある<sup>9</sup>。

ドイツにおいて公（連邦・地方自治体）が失業

2. 齋藤純子「ドイツの最低賃金規制」レファレンス733号（2012年）27頁（とりわけ28頁以下）等参照。これを法的に下支えするのは、①労働者個人と使用者との間で締結される労働契約に、労働協約で設定される労働条件を上回る権能（日本では、有利原則（Günstigkeitsprinzip）と呼ばれる）を認める労働協約法（Tarifvertragsrecht, TVG）4条3項と、②一般的拘束力宣言制度（Allgemeinverbindlicherklärung・同法5条）といえる。①②については、労働政策研究報告書No.157『現代先進諸国の労働協約システム（第1巻ドイツ編）』（労働政策研究・研修機構、2013年）37頁以下・40頁以下〔山本陽大執筆〕等参照。
3. 前掲機構HP内の「主要労働統計指標」<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/shuyo/201405/0702.html>で示された数値等参照。
4. 齋藤・前掲論文30頁以下、前掲労働政策研究報告書28頁以下〔山本陽大執筆〕等参照。
5. 齋藤・前掲論文33頁以下、根本到「ドイツにおける最低賃金規制の内容と議論状況」日本労働研究雑誌593号（2009年）84頁（とりわけ87頁以下）等参照。
6. 前掲機構HP内の海外労働情報「第三次メルケル政権、SPDと連立協定」[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013\\_12/germany\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_12/germany_01.htm)（前掲機構、2013年12月）等参照。
7. 海外労働情報「法定最低賃金、法案が閣議を通過」[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014\\_5/germany\\_02.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014_5/germany_02.htm)（2014年5月）等参照。
8. ハルト改革については、労働政策研究報告書No.69『ドイツにおける労働市場改革』（前掲機構、2006年）等参照。
9. 前掲指標<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/shuyo/201405/0207.html>で示された数値等参照。

者を支援する制度は、①現実に定収のない失業者の生活自体を底支えする金銭給付措置と②失業者を再び職・仕事と結びつけるための就労促進措置、の2本柱から成り、ハルツ改革後はとくに、①と②とが有機的に連関するように設計された。すなわち、②公から提案される就労促進措置に積極的に取り組まない失業者に対しては、①金銭給付措置を制限する、あるいは、実施しないという仕組みなのである。その概要は、次のように説明できる（以下の詳細は、中内哲「ドイツにおける失業者支援制度」海外社会保障研究183号（2013年）17頁（とくに18頁以下）を参照されたい）。

①の根幹は、失業手当（Arbeitslosengeld）Iと同IIである。社会法典（Sozialgesetzbuch, SGB）第3編に法的根拠を置く前者・失業手当Iは、労使折半で負担される社会保険料を主たる財源に、失業者がかつて就労していた際の賃金額や保険料支払期間等に基づき、給付期間・額が決定される。他方、税を財源とし社会法典第2編（SGB II）に基づく後者・失業手当IIの核は、一定月額を生計保障基準給付（Regelbedarf zur Sicherung des Lebensunterhalts）である。その額は、稼得能力（Erwerbsfaehigkeit）・要扶助性（Hilfenbeduerftigkeit）等といった諸基準を満たす受給権者（失業者に限らない、より大きな概念。4グループ）ごとに定められている。

①を獲得するために課せられる②とは、日本でも実施される職業紹介（Arbeitsvermittlung）・職業訓練（Berufsbildung）だけでなく、それを支える相談（Beratung）、就職や起業のノウハウを学ぶ場の提供（これに参加する失業者には受講・移動費用が一定期間助成される）等も含む。なお、失業者が紹介されて従事する職には、僅少

労働（Geringfuegige Beschaeftigung）という賃金月額450ユーロ以下の就労（社会法典第4編（SGB IV）8条）や、ミディ・ジョブ（Midijobs）という賃金月額450ユーロを超えて850ユーロ以内の就労も存在する。さらに、失業手当II受給権者に関しては、統合協定（Eingliederungsvereinbarung）と1ユーロ・ジョブも指摘する必要がある。統合協定は、失業手当II受給権者と公との間で取り交わされる書面で、そこには、公が提供する職業紹介・職業訓練等の内容、受給権者がなすべき努力の内容・頻度、その努力を証明する方法が記される。この協定に従って就職・起業できた受給権者は、入職手当（Einstiegsgeld）を獲得できる可能性を有する。

後者の1ユーロ・ジョブとは、上記受給権者が就職・起業いずれも探知できない場合に提供されるもので、福祉団体等における時給1～2ユーロ・週30時間までの仕事を指す。これには、受給権者に時間厳守や身嗜みといった労働者にとって当然の習慣を思い出させたり身につけさせることに有益との評価もある。

結果としてドイツでは、長期失業率（失業期間1年以上の失業者数が労働力人口に占める割合）も好転して、2011年現在3%を切っている<sup>10</sup>。ところが、ハルツ改革から生まれ（長期）失業率、ひいては国家財政負担の低減を実現した現行制度へは、上述の僅少労働等へ従事する低賃金労働者層の増加や所得格差の拡大を招いたとの批判が向けられており、それが最低賃金制度の導入にも影響を与えたようである<sup>11</sup>。連立協定では、同制度導入ほどに具体的なプログラムは示されなかったものの、長期失業者問題等の検証を含む雇用促進施策の改善（Arbeitsfoederung verbessern）が

10. 前掲機構HP内の「国別基礎情報ドイツ2013年版」

([http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/germany/2013/Germany\\_20130712.pdf](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/germany/2013/Germany_20130712.pdf)) 1頁等参照。

11. 海外労働情報「分かれるハルツ改革の評価」[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012\\_10/german\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_10/german_01.htm) (2012年10月)、「失業関連の公的財政支出、過去10年で実質上半減」

[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014\\_3/germany\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014_3/germany_01.htm) (2014年3月)等参照。

謳われただけに<sup>12</sup>、失業者支援制度に関する今後の動向からも目が離せない。

## おわりに

以上のほか、連立協定は、労働者派遣制度の規制厳格化、子育て等に従事するフルタイム労働者がパートタイム労働へ移行した後、あらためてフルタイム労働へ復帰できる制度の構築、労働者のデータ保護法定、内部告発者たる労働者の保護、女性の会社役員割当規制の導入等、労働政策に関しても数多くの提案を掲げている。

この大連立政権は、よほどのことがない限り、

次の連立議会選挙を迎える2017年秋まで継続する。果たして、どの政策が実現するのか、実現するとして、いかなる内容なのか。実際に法案が練り上げられる段階、連立議会で審議される段階等で、CDU/CSU・SPDそれぞれの支持基盤からの圧力がかかり、それを受けた議員自身の態度や行動も絶えず変化すると推測され、連立協定通りに政策が遂行されるとは限らないであろう。

とりわけ、労働政策は、CDU/CSU・SPDの各支持基盤間の利害対立が激しい場のはずであり、また、日本の政策にも影響を与える可能性が十分あるだけに、第3次メルケル大連立政権の労働政策立案・立法作業の進展には、重大な関心をもって臨みたい。

次号の特集は

「男性の育児・介護（仮題）」の予定です

12. 連立協定書 (<https://www.cdu.de/sites/default/files/media/dokumente/koalitionsvertrag.pdf>) 48頁参照。